

# 国頭村の水道についてのお知らせ

## ～給水停止に関して～

使用者の皆様には、本村の水道事業に対して平素からご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

国頭村は、簡易水道として自前で水を生産し村民へ給水している状況ですが、水道使用料金の滞納者が増え徴収業務に多大な労力と負担があります。

又、施設の老朽化等に伴う維持管理費が増し費用を確保するのも困難な状況となっています。

水道使用者におかれましては、納付期限内の納付のご協力をよろしくお願いいたします。納期限後、「督促状」や「未納のお知らせ」、「給水停止通告書」の通知後に納付いただけない場合は**給水停止**を行いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

1. **3ヶ月滞納**で**給水停止**（条例では1ヶ月でも可能）します。
2. **1ヶ月から2ヶ月滞納**は、最初の「未納のお知らせ」（滞納者へ送付文書）後、次の「未納のお知らせ」までに支払いのない者は**給水停止**します。
3. **複数の水道メーター契約**の方で、1カ所だけ（自宅等）は支払い **別（畑や倉庫等）は支払わない**場合は、支払いのある水道メーターについても**給水停止**します。

※上記については、役場担当者と支払いについての話し合いをしている方は督促及び給水停止は行いませんので、事前にお気軽にご相談して下さい。

※道路などで水もれを発見したら、建設課水道係まで連絡下さい。又、**消火栓からの個人使用（畑等へ）は禁止です。** 使用を見かけたら情報提供お願いします。

※家庭内の水もれは業者に連絡し早めの修理お願いします。又、1つの水道メーターにつき1回の漏水の場合料金調整が出来ますので、建設課水道係に申請して下さい。

**重要**：納期限の過ぎた納付書は金融機関窓口にてお取り扱いになりませんので、役場水道係窓口までお越しください。

※※※※※期限内納付のご理解とご協力お願いします。※※※※※

### 連絡先

国頭村役場 建設課 水道係

電話 0980-41-2869（直通）

0980-41-2101（代表）